

伊野町天王ニュータウン緑化協定

(目的)

第1条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年9月1日法律第72号、以下「法」という。）第14条の規定に基づき、本協定第4条に定める区域（以下「協定区域」という。）における緑化に関する基準等を協定し、協定区域が緑に包まれ街なみの整った、快適かつ良好な住環境を維持することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生垣等 高さ1.5メートル以下の生垣、又は高さ1.2メートル以下のフェンス等（金属製策、竹製策を含む。）、若しくは両者を併用したものとし、開放性を著しく妨げるおそれのない形式のものをいう。
- (2) 植栽帯 宅地内において道路に接する境界と生垣等の間に約60センチメートルの巾で設ける、低木等の植栽部分をいう。

(名称)

第3条 本協定は伊野町天王ニュータウン緑化協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の区域)

第4条 本協定の区域は別図1の区域とする。

(協定の締結)

第5条 本協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は借地権を有するもの（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意により締結する。

(協定の効力)

第6条 本協定は、法第14条に基づく伊野町長の認可の公告があった日から効力を有し、そのとき以後において新たに協定区域に土地の所有者になった者に対しても、その効力が及ぶものである。

(協定の変更と廃止)

第7条 本協定の内容を変更しようとする場合は、土地の所有者等全員の合意により、法に基づく認可を受けるものとする。

- 2 本協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意により、法に基づく認可を受けるものとする。

(緑化に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。これに基づき、土地の所有者等は自己が所有し、又は地上権若しくは賃貸借を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化につとめるものとする。

- (1) 道路に接する境界は生垣等とする。ただし、出入口、門扉、門塀、車庫、擁壁部及び店舗兼用住宅、診療所（兼用住宅を含む。）の幹線道路及び準幹線道路側、並びに近隣商業地域はこの限りではない。
- (2) 別図1に示すメインモール、サブモールに接する境界は生垣等とする。ただし、出入口、門扉、門塀、擁壁部はこの限りではない。
- (3) 隣接地との境界は、生垣等とする。
- (4) 都市計画法の開発行為による宅地造成工事において、道路に接する宅地の境界に設けられた植栽帯用地は、各家庭において緑化につとめるものとし、またその形状をみだりに変更してはならないものとする。ただし、その部分に出入口、門扉、門塀、車庫等の設置をする場合は、必要最小限度の範囲において変更することができるものとする。
- (5) 植栽する樹木は各家庭の緑化ばかりではなく、地域の環境保全に役立つことが必要であるため、これに適する樹種として次のような選択をし、道路、隣家等から視野に入る位置に植栽する。ただし、近隣の梨園保護のため、別表第1に掲げるビャクシン類の樹木は、植栽してはならないものとする。
 - イ. 生垣に用いる樹種は、別表第2に掲げる樹木の中から選ぶものとする。
 - ロ. 植栽帯に用いる樹種は、別表第3に掲げる樹木の中から選ぶものとする。
- (6) 土地の所有者等は、植栽した樹木をみだりに伐採してはならない。
- (7) 土地の所有者等は、植栽した樹木が各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、剪定、病害虫防除等を年1回以上実施するものとする。

(猶予期間)

第9条 前条第1号から第5号による樹木の植栽は土地の所有者等の入居後1年以内に完了するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は法第16条第2項に定める公告のあった日から10年間とする。ただし、期間満了の6ヶ月前までに、協定区域内の土地の所有者等の過半数以上の者が廃止についての申し出をしなかった場合には、この有効期間は自動的に更新されるものとする。

(所有地等の譲渡)

第11条 本協定は、新たに土地の所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地の所有者等は所有地等を譲り渡した場合、新たに土地の所有者となった者に対し、本協定の内容を明らかにするため、本協定の写しを譲り渡さなければならない。

(委員会)

第12条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(役員)

第13条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 3 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときこれを代理する。
- 5 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(違反者の措置)

第14条 第8条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又は本協定に違反した者に対し、委員会は協定内容の実現のため必要な措置をとるよう要求するものとする。

- 2 前項の要求があったのち、3ヶ月を過ぎても要求のあった事項を履行しない者に対して、委員会は協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

(補則)

第15条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

- 2 前条第2項の違反者に対する具体的な措置は、委員会により決定する。

附則

- 1 この協定は法第14条第3項の規定による町長の認可のあった日から効力を発する。
- 2 この協定書は、正一部、副一部を作成し、町長に提出する。
- 3 緑化協定認可通知は委員会が保管し、協定書の写しを土地の所有者全員に配布する。

別表第1 植栽してはならないビャクシン類

カイヅカイブキ、タマイブキ、クロイブキ、ミヤマビャクシン、
ハイビャクシン、ネズミサシ、オオシマハイネズ、ミヤマネズ等

別表第2 生垣に用いる樹種

イ. 葉が美しい木

針葉樹：ラカンマキ、イヌマキ等

広葉樹：イボタノキ、ベニカナメモチ、キンメツゲ等

ロ. 家並みやわらげる木

シラカシ、アラカシ、イヌマキ等

ハ. 葉が密で樹勢が強い木

ウバメカシ、トウネズミモチ、サンゴジュ等

ニ. 花や実を楽しめる木

サザンカ、キンモクセイ、ツバキ、モチノキ、グミ、ムクゲ等

ホ. その他、生垣に適する木

針葉樹：カヤノキ等

広葉樹：イヌツゲ、サカキ、ヒサカキ、ネズミモチ、マサキ、

ハマヒサカキ、ヒイラギ、モクセイ、シイノキ等

別表第3 植栽帯に用いる樹種

イ. 低木

チャノキ、アベリア、ドウダンツツジ、コデマリ、レンギョウ、
ヒラドツツジ、オオムラサキツツジ、キシツツジ、ハクチョウゲ、
クチナシ、マメツゲ、ヒサカキ、ハマヒサカキ、カンツバキ、ボケ、
シモツケ、トサシモツケ、ウツギ、ジンチョウゲ、アジサイ等

ロ. 地被

ヤブラン、テイカカズラ、フッキソウ、アジュガ、シバザクラ、ヘデラ類、
コクチナシ、タマスダレ、オオキンケイギク、ヘメロカリス、エリカ等

別図1

伊野町天王ニュータウン緑化協定区域図

- 伊野町天王ニュータウン緑化協定区域
- 近隣商業地域
- メインモール
- サブモール
- 幹線道路
- 準幹線道路

